

障害児通所支援 ガイド

田尻町民生部子育て・地域福祉課

目次

1.	障害児通所支援について	2
	障害児通所支援とは	2
2.	通所受給者証の申請について	2
	申請の対象者	2
	申請の流れ	3
	申請時に必要な書類関係	4
	通所支援サービスの支給量について	4
	通所受給者証について	4
	受給者証の有効期限について	5
3.	利用者負担額について	6
	自己負担額について	6
	3歳児から5歳児の無償化について	6
	無償化対象期間の給食費助成について	7
	きょうだいで制度を利用する場合	7
	同時に2か所以上の事業所を利用する場合	8
	多子軽減制度について	8
4.	その他の手続について	8
	受給者証の更新手続き	8
	小学校に就学後も引き続き通所支援サービスを利用する手続き	9
	支給量の変更手続き	9
	受給者証を紛失した時	9
	田尻町から他の市町村へお引越しする時	9
5.	よくある質問	10

1. 障害児通所支援について

障害児通所支援とは

児童福祉法に基づく支援で障害のある児童や発達の支援を必要とする児童を対象とした下記のサービスを指します。

サービス名称	対象児童	サービス内容
児童発達支援	未就学児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。
放課後等 デイサービス	小学1年から 18歳に到達した年の 年度末まで	授業の終了後や学校が休みの日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な訓練等を行います。
保育所等訪問支援	0歳から 18歳に到達した年の 年度末まで	集団生活を行う施設を訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	0歳から 18歳に到達した年の 年度末まで	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

2. 通所受給者証の申請について

申請の対象者

障害児通所支援サービスを利用できるのは下記のいずれかに該当する児童のみです。

- ・療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳を有する児童
- ・医師の診断書または意見書によって利用が認められた児童
- ・発達検査等で療育が必要と判断された児童

ご注意

新規で申請する際は上記の手帳または書類が必要になります。

- ・手帳の場合は、原本を子育て・地域福祉課でコピーしますのでご持参ください。
 - ・診断書や検査結果は原本を頂戴します。
- 書類の発行にお時間がかかる場合がありますので、事前に確認をお願いします。
- ・障害児通所支援は18歳に到達した年の年度末（3月31日）までになります。
 - それ以降は障害者サービスとなりますが、自動で変更されません。
- 再度申請が必要です。

申請の流れ

1. 利用する事業所、相談支援事業所の決定

- ・利用したい事業所に連絡し利用開始日等を決めてください。
- ・通所支援のサービスを受けるには、相談支援事業所が作成する「サービス等利用計画・障がい児支援利用計画書」が必要です。
町内にはふれ愛センター3階のたじりこころ園があります。
- ・利用する事業所等が未定の場合でもご相談いただけますので、ふれ愛センター1階子育て・地域福祉課までお問い合わせください。

2. 申請書の作成、提出

- ・申請用紙をご記入いただき、ふれ愛センター1階子育て・地域福祉課へ提出してください。
提出時にヒアリングを行います。
- ・申請書の提出時に手帳または診断書、検査結果も確認しますので、ご持参ください
- ・サービス等利用計画・障がい児支援利用計画書は、事業所から直接子育て・地域福祉課に提出されますので、申請時は不要です。

3. 申請内容の審査、受給者証の発行

- ・申請書、サービス等利用計画・障がい児支援利用計画書、手帳又は診断書、検査結果の3点がそろい次第申請内容の審査に移ります。
- ・受給者証の発行には1週間から10日前後頂戴します。

4. 受給者証の受け取り、利用する事業所と利用契約

- ・受給者証の受け取り後、利用する事業所に受給者証を提示し利用契約を行ってください。
利用契約が完了後、サービスを利用することができます。

申請時に必要な書類関係

- 申請書
- 申請者（保護者）の本人確認書類
- 療育が必要なことがわかる書類（下記のうち1つ以上）

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳
- 医師の診断書または意見書
- 発達検査の結果
- 診断書、意見書、発達検査の結果については所定の様式はありません。
発行元の様式で提出してください。
- 診断書、意見書に療育が必要である旨が記載されていない場合は、
通所支援サービスを受給することはできません。
診断書、意見書の発行に伴う費用について、町の補助はございません。
全額実費負担となります。

通所支援サービスの支給量について

通所支援サービスには1ヶ月にサービスを使える日数（支給量）が決まっています。

支給量は一定の決まった日数ではなく、必要に応じた日数で支給決定を行います。支給量は相談支援事業所の相談員と相談し決定していただきます。

事前に1ヶ月に何日利用するかを相談していただき、申請をお願いします。

上限は原則23日／1ヶ月です。

通所受給者証について

通所受給者証は児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児通所支援サービスを受ける際に必要になります。

この通所受給者証は身体障害者手帳や療育手帳のような障害の種別や程度の証明をするためのものではありません。あくまで通所支援サービスを受給するための証明書になります。

通所受給者証は薄緑色の台紙に住所や保護者名、利用する児童名、利用するサービスの支給量と内容等が記載されているシールを貼り付けたものになります。

通所受給者証の台紙は新規申請時にシールを貼り付けた状態で郵送します。

台紙を送付するのは、新規申請時の1回のみです。

更新やサービスの支給量の変更等があった場合は、台紙に貼り付けるシールのみ郵送します。

受給者証の有効期限について

受給者証は発行日から誕生日月の月末まで、最長1年間の有効期間になります。

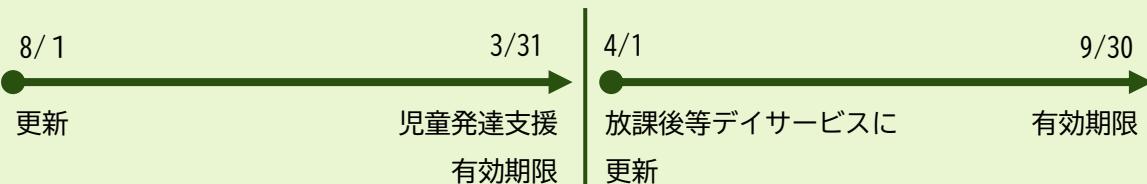
例) 8/1 からサービスを利用し、10月10日が誕生日の場合。



また、児童発達支援を利用している児童が小学校に入学するとサービスが放課後等デイサービスに変更になります。

小学校に進学する年は新規申請か否かに関わらず、児童発達支援の有効期限は3月末日までになります。

例) 8/1 に更新し、翌年4月から小学校に進学する場合。

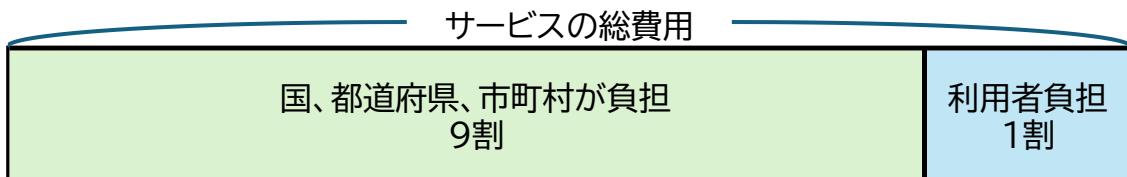


サービスの変更による更新は児童発達支援から放課後等デイサービスのみです。小学校進学以降の中学校、高校への進学の際にはサービスの変更はありません。(就学後は放課後等デイサービスのみになります。)

3. 利用者負担額について

自己負担額について

利用するサービスにかかる費用の1割と食費などの実費負担があります。ただし、ひと月あたりの自己負担額には上限があり、世帯の所得に応じた負担上限月額が定められています。



利用者負担額の詳細は下記表のとおりです。

所得区分（世帯の収入状況）	負担上限額（月額）
生活保護受給世帯	0円
市町村民税非課税世帯	0円
市町村民税課税世帯 一般1 (市町村民税の所得割額が 28万円未満)	4,600円
市町村民税課税世帯 一般2 (市町村民税の所得割額が 28万円以上)	37,200円

3歳児から5歳児の無償化について

満3歳になって初めての4月1日から小学校入学まで（3歳児から5歳児まで）の3年間は、児童発達支援等のサービスが自己負担なしで利用できます。

受給者証に無償化対象期間が自動で記載されますので、別途のお手続きは必要ございません。

例）9/28の誕生日で3歳になり、翌年度4月から無償化になる場合



上記例の場合、10月1日の更新の際に通所受給者証に無償化対象期間の記載が追記されます。10月1日の更新から3月末までは自己負担が発生し、4月から無償化対象期間が開始となります。

無償化対象期間の給食費助成について

田尻町では3歳児から5歳児までの児童発達支援等の無償化に伴い、令和元年10月分から、児童発達支援等での給食に係る実費徴収額の助成をしています。

助成内容

助成金額：1食につき、上限375円（ただし、主食費のみ。）
1カ月あたり、上限7,500円（ただし、主食費のみ。）

申請方法

給食費の実費徴収額を確認できる領収書（原本）をふれ愛センター1階子育て・地域福祉課の窓口に申請してください。

原本は窓口でコピーし、原本裏面に受付印を押印します。

複数カ月分をまとめて申請することも可能です。

給食費助成の注意点

- 助成の対象は給食に係る実費徴収のみです。
また主食費のみの助成となり、副食費は助成の対象外となります。
- 医療費やバス利用代などの事業者に支払う実費徴収額は支給対象外です。
- 主食費が1食375円以下の場合は、実際の主食費の単価で計算します。
例) 主食費が1食300円の場合は、300円で計算します。
主食費が1食400円の場合は、375円で計算します。
- 助成の申請は事業所への実費負担分のお支払いが完了した後に受付します。
事業所へのお支払いが未完の場合は申請をお受けできません。
- 給食費助成の申請期限は、児童発達支援等のサービスを受け給食の支給を受けた翌年度の3月末までになります。
例) 令和7年5月に児童発達支援等のサービスを受けて事業所で給食を食べた時
→申請は令和9年3月31日まで
- 助成金は申請者（保護者）の口座へお振込にてお支払いします。
現金でのお渡しや事業所へのお支払い等はできません。

きょうだいで制度を利用する場合

世帯内で設定された負担上限月額以上の負担は発生しません。

例) 負担上限月額が4,600円で、きょうだい2人で放課後等デイサービスを利用する場合
2人合わせて1か月最大4,600円の自己負担になります。

同時に2か所以上の事業所を利用する場合

世帯内で設定された負担上限月額以上の負担は発生しません。自己負担金は1つの事業所が代表して上限金額の管理を行います。

ただし、上限管理を行うためには「利用者負担上限額管理事務依頼（変更）届出書」の提出が必要になります。

上限管理を開始する時や上限管理する事業所を変更する時は届出書の提出が必要です。詳しくは通所している事業所にお問い合わせください。

多子軽減制度について

小学校就学前の次号について、以下の1または2のいずれかに該当する場合は、利用者負担が軽減されます。軽減後の負担額は第2子が1/2（半額）、第3子は利用者負担がありません。

要件

1. 兄または姉が幼稚園、保育所、こども園、特別支援学校の幼稚部、通所支援事業所（放課後等デイサービスは除く）等に通園している場合
2. 年収約360万円未満相当世帯（世帯における市町村民税所得割額が77,101円未満）で兄または姉がいる場合

4. その他の手続について

受給者証の更新手続き

受給者証の有効期限は誕生日月の翌月から来年の誕生日月の月末までになります。（新規申請の場合は発行日から次の誕生日月の月末までになります。）

有効期限が切れる前に更新のお手続きが必要になります。

更新のご案内は、有効期限が切れる月の1か月前までに送付します。

ご案内に更新に係る申請書と申請書の記入例を同封しますので、事前に申請書に必要事項をご記入の上ふれ愛センター1階子育て・地域福祉課まで提出してください。

更新時は、医師の診断書、意見書、発達検査の結果は不要ですが、障害者手帳や療育手帳は写しをいただきますのでご持参ください。

更新時は決定通知と通所受給者証に貼り付けるシールを送付しますので、通所受給者証の台紙に貼り付けてください。

※受給者証を新規発行し送付はしません。

紛失、汚損、破損した場合は再発行のお手続きが必要です。

小学校に就学後も引き続き通所支援サービスを利用する手続き

児童発達支援は未就学児の間（5歳児まで）のサービスとなり、小学校に就学後は放課後等デイサービスにサービスが変更されます。

5歳児の年の児童発達支援は誕生日月に関わらず、年度末（3月末日）までの有効期限となり、児童発達支援に引き続き放課後等デイサービスも利用される場合は、3月中に更新の手続きを行ってください。

更新のご案内は2月中に送付します。

※放課後等デイサービスの利用希望の有無に関わらず、一律更新のご案内を送付します。

放課後等デイサービスの利用を希望されない場合はお手続き不要です。

支給量の変更手続き

ひと月あたりの利用日数を変更する場合は、事業所と日数を決めてから手続きをしてください。日数の変更の際にも再度サービス等利用計画・障がい児支援利用計画書の提出が必要になります。

手続きは利用日数を変更したい月の前月中に手続きをしてください。

なお、更新手続きの際に変更を行う場合、別途手続きは必要ありません。申請書に変更後の日数を記入していただき、サービス等利用計画・障がい児支援利用計画書の日数を変更し提出してください。

受給者証を紛失した時

受給者証を紛失した場合は、再発行の手続きが必要です。再発行の際は、申請者（保護者）の身分証明書をご持参の上、ふれ愛センター1階子育て・地域福祉課にて申請をお願いします。新しい受給者証は郵送でお送りいたします。

発行にお時間を頂戴しますので、窓口での即日交付はできません。

汚損や破損した場合も同様のお手続きとお時間を頂戴します。また汚損、破損した古い通所受給者証は回収させていただきます。

再発行にかかる費用はかかりません。

田尻町から他の市町村へお引越しする時

田尻町で発行した通所受給者証をふれ愛センター1階子育て・地域福祉課の窓口に返却をお願いします。

転出先で引き続き通所支援サービスを利用される場合は、転出先で再度新規申請をする必要があります。田尻町から発行した通所受給者証は続けて使用できません。

申請方法は転出先の市町村によって異なりますので、転出される前に転出先市町村へお問い合わせください。

5. よくある質問

相談支援事業所は絶対に利用しないといけませんか？

必ず利用しなければならないものではありません。

サービス等利用計画・障がい児支援利用計画書の作成は保護者様で作成していただくことも可能です。(セルフプランと言います。)

セルフプランの場合は、利用するお子様の生活に対する希望や目標を設定していただき、サービスの内容、支給量の決定、事業所の決定や調整を保護者様で決定していただく必要があります。

相談支援を利用されると、専門知識を持つ相談支援員がサービス等利用計画の作成だけではなく、生活に関するさまざまな相談を受け、必要な情報の提供や助言を行うことができます。

また半年に1回相談支援員によるモニタリングがあり、客観的な視点で利用計画の検証が行えます。

事業所の一覧等はありますか？

窓口に泉佐野市と田尻町にある相談支援事業所一覧をご用意しています。

その他のサービス事業所等は大阪府のホームページや独立行政法人福祉医療機構が運営する「WAM NET」等で検索することができます。

大阪府のホームページは「[大阪府 指定障害児支援事業者一覧](#)」で検索、WAM NETは「[WAM NET 障害福祉サービス事業所](#)」と検索しアクセスしてください。

利用できる通所支援サービス事業所は近隣市町のみですか？

全国の通所支援サービス事業所をご利用できます。

更新手続きはいつまでにしなければいけませんか？

更新手続きは、有効期限の切れる月の中旬ごろまでにしていただければ同月中に新しい通所受給者証を送付できます。

月末の申請になりますと、受給者証の発送が翌月になる場合があります。

また都合がつかず、更新手続きが月末までにできない場合は子育て・地域福祉課までご連絡をお願いします。

障害児通所支援 ガイド

発行日：令和7年11月

発 行：田尻町民民生部子育て・地域福祉課

〒598-0091 大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺 883 番地 1

ふれ愛センター（田尻町総合福祉センター）内

電話：072-466-5013 FAX：072-466-8841